

# 投資信託説明書(交付目論見書)

## アジア・オセアニア 好配成長株オープン(1年決算型)

追加型投信/海外/株式

使用開始日 2014年7月7日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式・一般))	年1回	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〔委託会社〕[ファンドの運用の指図を行う者]  
**岡三アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号  
設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,659億円  
(資本金、純資産総額は2014年4月末現在)

照会先
<p>[フリーダイヤル] <b>0120-048-214</b> (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) [ホームページ] <a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a></p>

〔受託会社〕[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]  
**三菱UFJ信託銀行株式会社**

- この目論見書により行うアジア・オセアニア好配成長株オープン(1年決算型)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年9月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成25年9月25日に生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア・オセアニア地域の株式等に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色



### 日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に 実質的に投資します。

- 中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

ファンドが投資するアジア・オセアニア地域の株式は…

MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)の採用国および地域の株式です。

#### <投資対象国・地域>



ア ジ ア



香港



台湾



韓国



マレーシア



シンガポール



タイ



インドネシア



フィリピン



インド



中国



オセアニア



オーストラリア



ニュージーランド



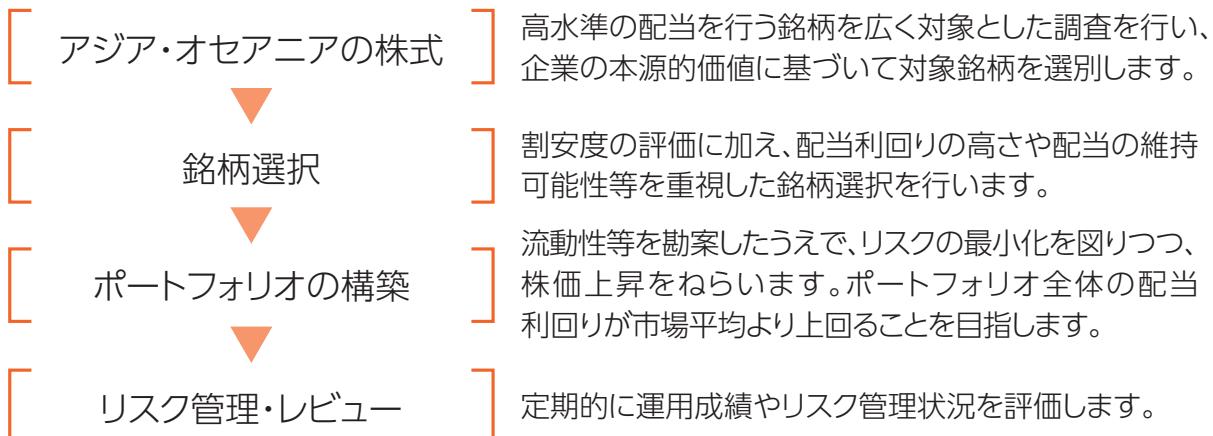
すべての投資対象国および地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります（平成26年4月末現在）。



## 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

- 高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。
- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)への投資を通じて運用を行います。

### イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)の運用プロセス



※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



## 年1回決算を行います。

- 每年10月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ◆ ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。

ファンドは、次の投資信託に投資します。

- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)
- 日本マネー・マザーファンド



■イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

## ◆ 投資先の投資信託の概要

### イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
投資対象	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)の採用国および地域の株式に投資を行います。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"><li>・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。</li><li>・定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。</li><li>・国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。</li><li>・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li></ul> <p>※「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。)を、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しております。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%(税抜0.55%) ※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。

## イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っております。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国プルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は165年以上の歴史を有し、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2014年4月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。その運用資産総額は、2013年12月末現在、約4,430億英ポンド(約77兆円、1英ポンド=173.76円)に上ります。なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

### 日本マネー・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	・わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ・邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2格相当)以上の格付を得ており、かつ残存期間が1年末満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
信託報酬	ありません。

## ◆ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

### ◆ 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。
カントリーリスク	投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

### ◆ その他の変動要因

金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金商品、金融債、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

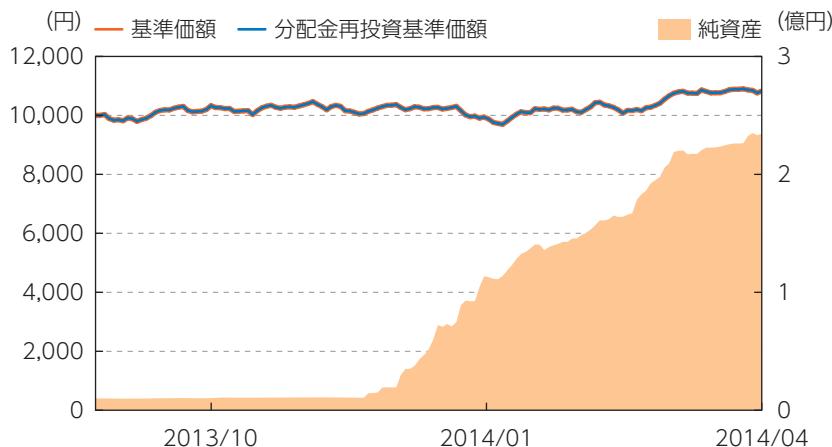
## リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移 (2013年9月25日～2014年4月30日)



2014年4月30日現在

## 分配金の推移

2013年10月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
<b>設定来累計</b>	<b>0円</b>

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 主な資産の状況

### 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	94.17%
日本マネー・マザーファンド	0.17%

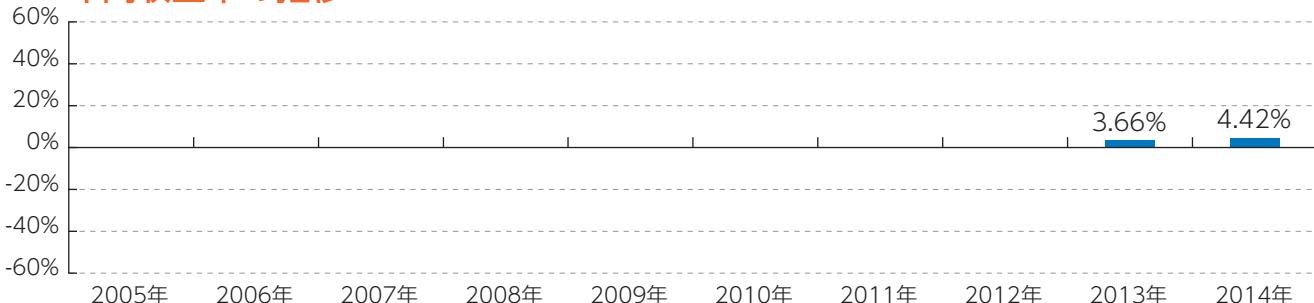
### 組入上位銘柄(イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド)

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
BHPビルトン	オーストラリア	素材	4.16%
ANZ銀行グループ	オーストラリア	銀行	3.16%
台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	2.86%
ウッドサイド・ペトロリアム	オーストラリア	エネルギー	2.72%
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.63%
中国銀行	中華人民共和国	銀行	2.36%
サンコーポ・グループ	オーストラリア	保険	2.34%
ウェスファーマーズ	オーストラリア	食品・生活必需品小売り	2.26%
サムスン電子	韓国	半導体・半導体製造装置	2.26%
中国建設銀行	中華人民共和国	銀行	2.22%

※比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 年間收益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2013年はファンドの設定日から年末まで、2014年は4月末までの騰落率を示しています。

※ファンドの年間收益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
購入の申込期間	当初自己設定:平成25年9月25日 継続申込期間:平成25年9月25日から平成27年1月8日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
換金制限	ありません。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	原則として無期限(平成25年9月25日設定)
繰上償還	受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a>
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

#### ●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額(購入価額 × 購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 <b>購入時手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。</b> 購入時手数料率は変更となる場合があります。 「アジア・オセアニア好配成長株オープン(毎月分配型)」からのスイッチング(乗換え)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、購入時手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
信託財産留保額	<b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.30%</b>

#### ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	純資産総額 × 年率1.134%(税抜1.05%) <table border="1"><tr><td>(委託会社)</td><td>年率0.40%(税抜)</td></tr><tr><td>(販売会社)</td><td>年率0.60%(税抜)</td></tr><tr><td>(受託会社)</td><td>年率0.05%(税抜)</td></tr></table>	(委託会社)	年率0.40%(税抜)	(販売会社)	年率0.60%(税抜)	(受託会社)	年率0.05%(税抜)
(委託会社)	年率0.40%(税抜)							
(販売会社)	年率0.60%(税抜)							
(受託会社)	年率0.05%(税抜)							
投資対象とする 投資信託証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用) 純資産総額 × 年率0.594%(税抜0.55%)							
実質的な負担	<b>純資産総額 × 年率1.728%(税抜1.60%)程度</b> 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。							
その他費用・ 手数料	監査費用：純資産総額 × 年率0.0108%(税抜0.01%)  有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用を間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。							

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

# ファンドの費用・税金

## ◆税金

- 税金は表に記載の時期に徴収されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成26年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日 2014年7月7日

# アジア・オセアニア 好配当成長株オープン(1年決算型)

追加型投信／海外／株式

アジア・オセアニア好配当成長株オープン(1年決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成25年9月9日に関東財務局長に提出しており、平成25年9月25日にその届出の効力が発生しております。

発 行 者 名	岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 金井 政則
本店の所在の場所	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。



- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

## 目 次

目 次 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
(1) 【ファンドの名称】 .....	2
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	2
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	2
(4) 【発行（売出）価格】 .....	2
(5) 【申込手数料】 .....	3
(6) 【申込単位】 .....	3
(7) 【申込期間】 .....	3
(8) 【申込取扱場所】 .....	3
(9) 【払込期日】 .....	4
(10) 【払込取扱場所】 .....	4
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	4
(12) 【その他】 .....	4
第二部 【ファンド情報】 .....	6
第1 【ファンドの状況】 .....	6
第2 【管理及び運営】 .....	37
第3 【ファンドの経理状況】 .....	45
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	103
第三部 【委託会社等の情報】 .....	104
第1 【委託会社等の概況】 .....	104

<添付>

投資信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）  
(以下「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

#### ■ 当初自己設定

1,000万円とします。

#### ■ 繙続申込期間

5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

#### ■ 当初自己設定

1口当たり1円です。

#### ■ 繙続申込期間

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

**お問合わせ先**

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

**(5) 【申込手数料】**

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
※お問合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問合わせ先をご覧下さい。
- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合は、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

**(6) 【申込単位】**

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

**(7) 【申込期間】**

**■ 当初自己設定**

平成 25 年 9 月 25 日

**■ 繙続申込期間**

平成 25 年 9 月 25 日から平成 27 年 1 月 8 日まで

- ◆ 繙続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

**(8) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

- ◆ 販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

## (9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社でお支払い下さい。

- ◆ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ◆ 各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
- ◆ 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

## (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

## (11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、継続申込期間において、投資対象とする投資信託証券の取得申込みの受付が中止または取消されたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

### ■ 取得申込不可日

継続申込期間において、以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・ 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日

- ◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

### ■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■ 申込証拠金

ありません。

■ 日本以外の地域における発行

ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ■ ファンドの目的

ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」及びわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする「日本マネー・マザーファンド」の各投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### ■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／海外／株式」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券 不動産投信
	内 外	その他資産 ( ) 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ( )
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券（株式・一般))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

#### [商品分類表の定義]

##### 《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

## 《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## [属性区分表の定義]

### 《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
  - ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
  - ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
  - ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
  - ①一般…次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
  - ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
  - ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
  - ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 《決算頻度による属性区分》

- (1) 年 1 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年 2 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年 4 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年 6 回 (隔月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年 12 回 (毎月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年 12 回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に

為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経 225  
(2) TOPIX  
(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## ファンドの特色



日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に  
実質的に投資します。

- 中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

ファンドが投資するアジア・オセアニア地域の株式は…

MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)の採用国および地域の株式です。

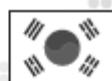
### <投資対象国・地域>



香港



台湾



韓国



マレーシア



シンガポール



タイ



インド



インドネシア



フィリピン



中国



オーストラリア



ニュージーランド

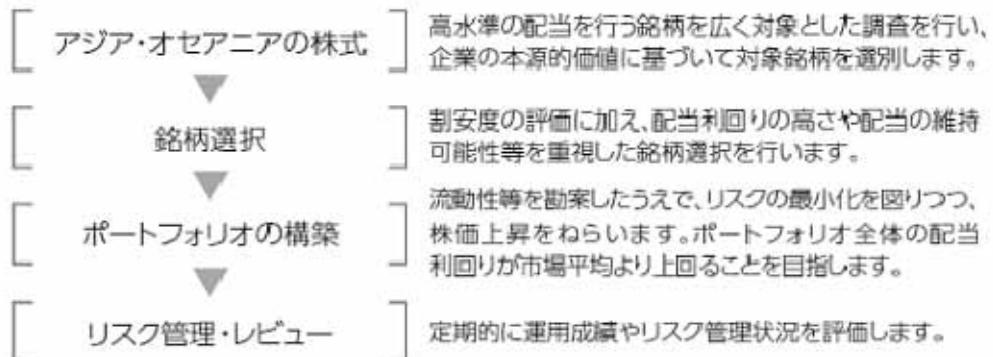
すべての投資対象国および地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります（平成26年4月末現在）。



## 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

- 高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。
- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)への投資を通じて運用を行います。

### イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)の運用プロセス



\*上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



## 年1回決算を行います。

- 每年10月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- ・ 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ・ 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- ・ 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

\*将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

\*資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

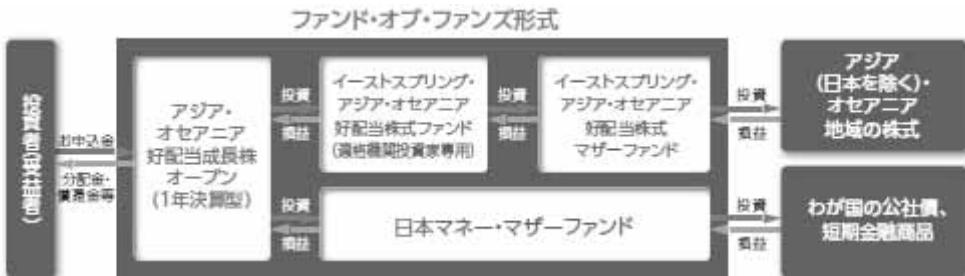
### (2) 【ファンドの沿革】

平成25年9月25日 投資信託契約締結、設定、運用開始

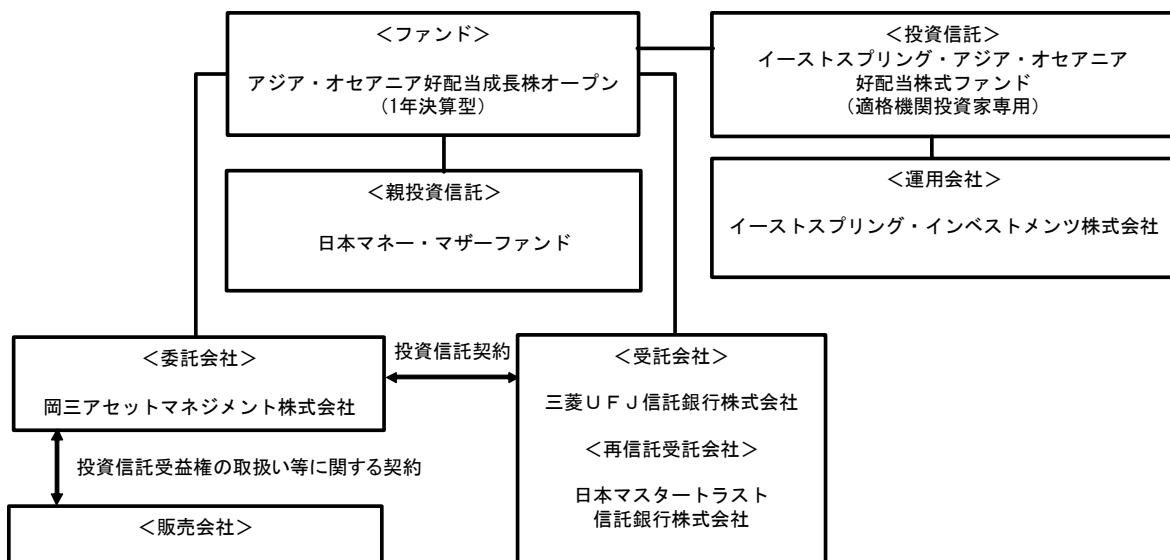
### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



#### ■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。

販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。
------	---

## ■ 委託会社の概況（平成 26 年 4 月末日現在）

### ◆ 資本金

10 億円

### ◆ 委託会社の沿革

昭和 39 年 10 月 6 日

「日本投信委託株式会社」設立

昭和 62 年 6 月 27 日

第三者割当増資の実施（新資本金 4 億 5,000 万円）

平成 2 年 6 月 30 日

第三者割当増資の実施（新資本金 10 億円）

平成 20 年 4 月 1 日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

### ◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町 9 番 9 号	253,400 株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋 1 丁目 17 番 6 号	174,801 株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号	41,150 株	4.99%
三菱UFJ 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号	41,150 株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号	41,149 株	4.99%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ■ 基本方針

ファンドは、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ■ 運用方法

##### a 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

##### b 投資態度

イ. 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ. アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。

- ・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ・日本マネー・マザーファンド

ハ. 投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ニ. アジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資する投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ホ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## ■ 運用の指図範囲

### a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの

ハ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

### b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

### c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

※ 投資対象とする投資信託証券の運用会社名、基本方針、投資対象、投資態度等の詳細は、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照下さい。

## 投資対象とする投資信託証券の概要

### 1. イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	イーストスプリング・インベストメント株式会社
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	<p>イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。（ファミリーファンド方式で運用されます。）</p> <p>※ マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 MSCI オール・カントリー・アジア・パシフィック指数（除く日本）の採用国および地域の株式に投資を行います。</p>
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。</li> <li>② 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。</li> <li>③ 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。</li> <li>④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとします。</li> <li>⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができるものとします。</li> <li>⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>⑦ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> <p>※ 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。）を、イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッドに委託しております。</p>
主要な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>② 株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</li> <li>④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</li> <li>⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の</li> </ul>

	<p>定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
決算日、分配方針	<p>毎月6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>② 分配金額は、運用会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率0.594%(税抜0.55%)</p> <p>※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。</p>
その他の費用	<p>申込手数料はありません。</p> <p>株式等の売買委託手数料、財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額、海外における資産の保管等に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等(マザーファンドにかかる費用を含んで記載しております。)を、投資信託財産中から支弁します。</p>

### イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っております。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国プルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は165年以上の歴史を有し、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2014年4月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。その運用資産総額は、2013年12月末現在、約4,430億英ポンド(約77兆円、1英ポンド=173.76円)に上ります。なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

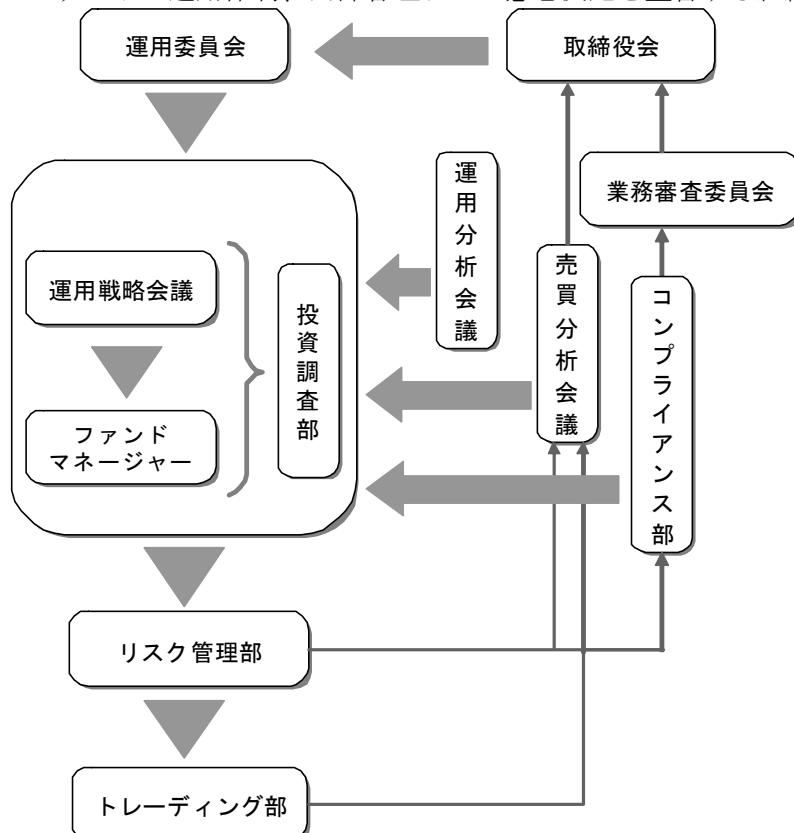
2. 日本マネー・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。</li> <li>② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</li> <li>③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主要な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 株式への投資は行いません。</li> <li>② 外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
決算日、分配方針	毎年 10 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等を投資信託財産中から支弁します。

### (3) 【運用体制】

#### ■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

コンプライアンス部 ( 6 名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 ( 6 名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 ( 7 名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

## ■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

## ■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

※ 運用体制等につきましては、平成 26 年 4 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

#### (4) 【分配方針】

- 毎年 10 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。
  - a 分配対象収益の範囲  
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
  - b 分配対象収益についての分配方針  
分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
  - c 留保益の運用方針  
収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
  - d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。
  - ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ◆ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

### ■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

### ■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

#### <投資リスク>

##### ■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、エマージング諸国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、エマージング諸国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

##### ■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

## ■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないと、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## <留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品、金融債、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## <投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

#### お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合は、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

### (3) 【信託報酬等】

#### ■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.134%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年率1.134%（税抜1.05%）
内 委託会社	年率0.432%（税抜0.40%）
内 販売会社	年率0.648%（税抜0.60%）
内 受託会社	年率0.054%（税抜0.05%）

#### <実質的な信託報酬の総額>

- ・「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.594%（税抜0.55%）を乗じて得た額です。

・「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の受益権を高位に組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.728%（税抜1.6%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

### ■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等を間接的にご負担いただきます。

※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

### ■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

### ■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

#### ※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

#### ※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

#### ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
  - ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ※ 上記の内容は平成 26 年 4 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

## 5 【運用状況】

平成 26 年 4 月 30 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### (1) 【投資状況】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	220,811,821	94.17
親投資信託受益証券	日本	400,070	0.17
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	13,273,748	5.66
合計（純資産総額）		234,485,639	100.00

（参考）日本マネー・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	689,956,479	97.65
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	16,632,497	2.35
合計（純資産総額）		706,588,976	100.00

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	471,897,645,565	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△177,692,977	△0.04
合計（純資産総額）		471,719,952,588	100.00

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	オーストラリア	133,936,605,806	27.60
	イギリス	8,184,723,661	1.69
	バミューダ	4,087,474,650	0.84
	香港	49,494,823,571	10.20
	シンガポール	28,898,088,479	5.96
	マレーシア	7,496,462,977	1.54
	ニュージーランド	3,274,637,440	0.67
	タイ	19,246,431,515	3.97
	フィリピン	7,591,319,271	1.56

インドネシア	17,865,847,369	3.68
韓国	40,202,222,272	8.29
台湾	61,800,248,869	12.74
インド	16,969,296,478	3.50
中華人民共和国	54,132,485,694	11.16
ケイマン諸島	13,928,001,965	2.87
小計	467,108,670,017	96.27
新株予約権証券	香港	36,910,437
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	18,076,115,555
合計（純資産総額）	485,221,696,009	100.00

## (2) 【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位 30 銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

#### アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	イーストスプリング・アジア・オセ アニア好配当株式ファンド（適格機 関投資家専用）	363,895,553	0.5817	211,689,162	0.6068	220,811,821	94.17
日本	親投資信託受 益証券	日本マネー・マザーファンド	392,264	1.0197	400,010	1.0199	400,070	0.17

（種類別投資比率）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	94.17
親投資信託受益証券	0.17
合計	94.34

#### （参考）日本マネー・マザーファンド

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第431回国庫短期証券	240,000,000	99.99	239,994,899	99.99	239,994,899	—	2014年5 月19日	33.97
日本	国債証券	第444回国庫短期証券	230,000,000	99.98	229,971,596	99.98	229,971,596	—	2014年7 月14日	32.55
日本	国債証券	第437回国庫短期証券	220,000,000	99.99	219,989,984	99.99	219,989,984	—	2014年6 月16日	31.13

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.65
合計	97.65

(参考) イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益 証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式マザーファンド	254,337,418,112	1.8415	468,362,433,636	1.8554	471,897,645,565	100.04

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(参考) イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
オースト ラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	5,639,145	3,494.47	19,705,839,791	3,582.72	20,203,526,071	4.16
オースト ラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	銀行	4,655,248	2,947.15	13,719,730,793	3,295.99	15,343,678,787	3.16
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	33,833,323	353.88	11,973,191,001	409.69	13,861,512,433	2.86
オースト ラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM LTD	エネルギー	3,398,708	3,640.40	12,372,683,805	3,878.03	13,180,307,219	2.72
オースト ラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	3,767,927	3,315.75	12,493,515,371	3,382.68	12,745,701,100	2.63
中華人民 共和国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	252,021,000	47.40	11,946,217,895	45.51	11,469,778,135	2.36
オースト ラリア	株式	SUNCORP GROUP LTD	保険	9,140,805	1,246.00	11,389,450,342	1,242.19	11,354,620,219	2.34
オースト ラリア	株式	WESFARMERS LTD	食品・生活必需品小売	2,677,588	3,983.46	10,666,069,145	4,097.13	10,970,433,084	2.26
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	103,927	98,028.96	10,187,856,504	105,494.39	10,963,716,508	2.26
中華人民 共和国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	銀行	151,099,000	73.39	11,090,618,763	71.44	10,794,814,758	2.22
中華人民 共和国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	162,667,075	71.89	11,694,632,260	61.78	10,050,238,828	2.07
シンガポー ール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	30,894,000	308.23	9,522,618,268	309.05	9,547,877,203	1.97
オースト ラリア	株式	ORIGIN ENERGY LIMITED	エネルギー	6,663,687	1,346.02	8,969,481,297	1,415.56	9,432,872,758	1.94
シンガポー ール	株式	KEPPEL CORPORATION LIMITED	資本財	10,787,000	861.34	9,291,361,478	863.38	9,313,340,467	1.92
シンガポー ール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	6,682,759	1,329.41	8,884,177,431	1,376.83	9,201,079,209	1.90
オースト ラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	18,695,164	471.53	8,815,461,547	491.54	9,189,450,824	1.89
香港	株式	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	公益事業	34,458,000	249.17	8,586,197,000	260.36	8,971,705,411	1.85
香港	株式	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	不動産	4,894,000	1,629.80	7,976,259,307	1,795.31	8,786,252,034	1.81
イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	3,660,600	2,394.52	8,765,404,443	2,235.87	8,184,625,722	1.69

中華人民共和国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED	エネルギー	29,038,000	306.39	8,897,062,356	281.13	8,163,670,725	1.68
中華人民共和国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	67,298,000	116.25	7,823,792,427	118.67	7,986,462,283	1.65
香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	5,963,738	1,270.76	7,578,482,136	1,303.81	7,775,620,006	1.60
韓国	株式	KT&G CORP	食品・飲料・タバコ	932,221	7,733.85	7,209,665,211	8,181.80	7,627,255,100	1.57
マレーシア	株式	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	銀行	31,876,620	223.43	7,122,210,410	235.17	7,496,462,977	1.54
インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE	電気通信サービス	357,586,200	19.99	7,149,948,638	20.20	7,224,313,998	1.49
インド	株式	BANK OF BARODA	銀行	5,070,937	890.05	4,513,412,831	1,397.32	7,085,754,649	1.46
タイ	株式	BANGKOK BANK PLC-FOREIGN	銀行	11,471,800	632.28	7,253,483,772	605.47	6,945,830,746	1.43
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	6,961,500	1,068.85	7,440,813,039	967.77	6,737,162,181	1.39
香港	株式	SINO LAND CO	不動産	42,178,122	152.18	6,418,854,498	157.17	6,629,236,662	1.37
タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOR	素材	28,985,200	230.33	6,676,389,386	221.10	6,408,845,109	1.32

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)	
株式	外国	エネルギー	9.31	
		素材	9.14	
		資本財	1.92	
		運輸	0.95	
		自動車・自動車部品	2.49	
		消費者サービス	1.85	
		メディア	0.17	
		食品・生活必需品小売	3.07	
		食品・飲料・タバコ	1.57	
		銀行	25.85	
		各種金融	0.61	
		保険	2.34	
		不動産	7.15	
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.38	
		電気通信サービス	11.88	
		公益事業	2.95	
		半導体・半導体製造装置	7.64	
新株予約権証券			0.01	
合計			96.27	

## ②【投資不動産物件】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

該当事項はありません。

（参考）日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

該当事項はありません。

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

該当事項はありません。

（参考）日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

該当事項はありません。

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

資産の種類	買建／売建	通貨	数量 (契約額)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	10,703,271.51	1,101,993,139	1,098,155,656	0.23
	売建	米ドル	24,000,000.00	2,450,863,200	2,462,400,000	△0.51
		オーストラリアドル	10,000,000.00	952,600,000	952,500,000	△0.20
		タイバーツ	47,127,173.40	149,393,139	148,921,867	△0.03

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

	純資産総額(円)	基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成25年10月10日)	9,903,938	9,903,938	0.9904
平成25年9月末日	9,893,188	—	0.9893
10月末日	10,328,530	—	1.0329
11月末日	10,848,642	—	1.0360
12月末日	19,403,919	—	1.0366
平成26年1月末日	113,534,000	—	0.9942
2月末日	145,605,724	—	1.0209
3月末日	205,729,030	—	1.0551
4月末日	234,485,639	—	1.0824

② 【分配の推移】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	平成25年9月25日～平成25年10月10日	0.0000円
第2期中間計算期間	平成25年10月11日～平成26年4月10日	一円

③ 【収益率の推移】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	平成25年9月25日～平成25年10月10日	△1.0
第2期中間計算期間	平成25年10月11日～平成26年4月10日	9.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	10,000,000	0
第2期中間計算期間	216,878,892	23,786,715

# 運用実績



2014年4月30日現在  
分配金の推移

2013年10月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
<b>設定来累計</b>	<b>0円</b>

\*上記分配金は1万口当たり、税引前です。

\*基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

\*分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

\*設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 主な資産の状況

### 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	94.17%
日本マネー・マザーファンド	0.17%

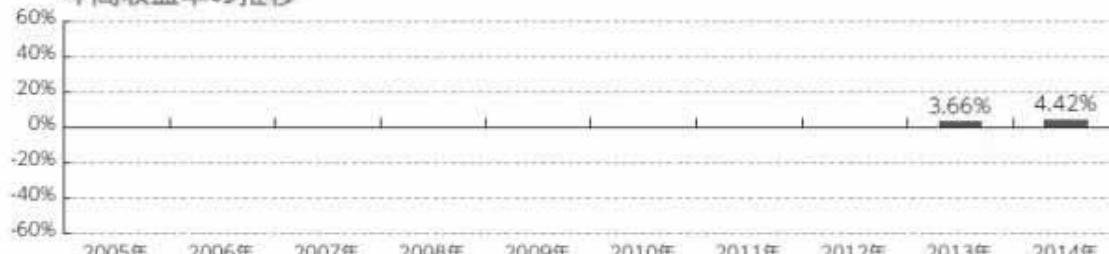
### 組入上位銘柄(イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド<sup>a</sup>)

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
BHPビルトン	オーストラリア	素材	4.16%
ANZ銀行グループ	オーストラリア	銀行	3.16%
台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	2.86%
ウッドサイド・ペトロリアム	オーストラリア	エネルギー	2.72%
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.63%
中国銀行	中華人民共和国	銀行	2.36%
サンコーブ・グループ	オーストラリア	保険	2.34%
ウェスファーマーズ	オーストラリア	食品・生活必需品小売	2.26%
サムスン電子	韓国	半導体・半導体製造装置	2.26%
中国建設銀行	中華人民共和国	銀行	2.22%

\*比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。

\*組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

### 年間收益率の推移



\*ファンドにはベンチマークはありません。

\*2013年はファンドの設定日から年末まで、2014年は4月末までの騰落率を示しています。

\*ファンドの年間收益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### ■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、継続申込期間において、投資対象とする投資信託証券の取得申込みの受付が中止または取消されたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

#### ■ 取得申込不可日

継続申込期間において、以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・ 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日

◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

#### ■ 取得申込受付時間

継続申込期間において、原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（取得申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

#### ■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 当初自己設定に係る発行価格は、1口当たり1円です。継続申込期間中の1口当たりの発行価格は、

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1 口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

**お問合わせ先**

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

## 2 【換金（解約）手続等】

### ■ 換金申込受付日

受益者は、ファンドの設定日以降、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて換金の請求をすることができます。

### ■ 換金申込不可日

継続申込期間において、以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・ 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日

- ◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

#### お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

### ■ 換金申込受付時間

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（換金申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

### ■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。  
解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。ただし、投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、解約代金の支払日が遅延することがあります。

### ■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（換金申込不可日を除きます。）に解約請求を受けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

##### ■ 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

##### ■ 株式の評価

投資信託証券を通じて投資する海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

##### ■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### ■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額等で評価します。

##### ■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

###### お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は、平成25年9月25日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4) 【計算期間】

計算期間は、毎年10月11日から翌年10月10日までとします。

ただし、第一計算期間は設定日から平成25年10月10日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

#### (5) 【その他】

##### ■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

##### ■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

##### ■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

##### ■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す

る事業を譲渡することができます。

- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

### ■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てすることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### ■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### ■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益

者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

## ■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

## ■ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

## ■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

### ◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3カ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

### ◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

## 4 【受益者の権利等】

### ■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### ■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 儻還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

### ■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

### ■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成25年9月25日から平成25年10月10日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 25 年 12 月 3 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）」の平成 25 年 9 月 25 日から平成 25 年 10 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）」の平成 25 年 10 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれておりません。

## 1【財務諸表】

アジア・オセアニア好配成長株オープン(1年決算型)

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		第1期 (平成25年10月10日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	967,202	
投資信託受益証券	8,841,248	
親投資信託受益証券	100,010	
未収利息	1	
<b>流動資産合計</b>	<b>9,908,461</b>	
<b>資産合計</b>	<b>9,908,461</b>	
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払受託者報酬	212	
未払委託者報酬	4,277	
その他未払費用	34	
<b>流動負債合計</b>	<b>4,523</b>	
<b>負債合計</b>	<b>4,523</b>	
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	* <sup>1</sup> 10,000,000	
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△96,062	
(分配準備積立金)	62,691	
<b>元本等合計</b>	<b>9,903,938</b>	
<b>純資産合計</b>	<b>*<sup>3</sup> 9,903,938</b>	
<b>負債純資産合計</b>	<b>9,908,461</b>	

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期	
自	平成25年9月25日
至	平成25年10月10日
営業収益	
受取配当金	67,164
受取利息	39
有価証券売買等損益	△158,742
営業収益合計	△91,539
営業費用	
受託者報酬	212
委託者報酬	4,277
その他費用	34
営業費用合計	4,523
営業利益又は営業損失(△)	△96,062
経常利益又は経常損失(△)	△96,062
当期純利益又は当期純損失(△)	△96,062
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△96,062

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 1 期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、平成 25 年 9 月 25 日（設定日）から平成 25 年 10 月 10 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成 25 年 10 月 10 日現在)		
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数		10,000,000 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損	96,062 円
*3. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たりの純資産額 (10,000 口当たりの純資産額)	0.9904 円 9,904 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日		
*1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	62,691 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,691 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,000,000 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	62 円
10,000 口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金額	I=F*H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期 別	第 1 期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	期 別	第 1 期 (平成 25 年 10 月 10 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第 1 期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期 (平成25年10月10日現在)			
投資信託財産に係る元本の状況			
設定期	元本額		10,000,000円
中期中追加	元本額		-円
中期中一部解約	元本額		-円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期（自 平成25年9月25日 至 平成25年10月10日）

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△158,752
親投資信託受益証券	10
合計	△158,742

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	15,264,587	8,841,248	
	計	銘柄数：1	15,264,587	8,841,248	
		組入時価比率：89.3%		100.0%	
	投資信託受益 証券合計			8,841,248	
親投資信託受益証券	日本円	日本マネー・マザーファンド	98,088	100,010	
	計	銘柄数：1	98,088	100,010	
		組入時価比率：1.0%		100.0%	
	親投資信託受 益証券合計			100,010	
	合計			8,941,258	

(注) 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

**日本マネー・マザーファンドの経理状況**

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

**日本マネー・マザーファンド**

[貸借対照表]

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	平成 25 年 10 月 10 日現在
			金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			46,114,149
国債証券			649,950,318
未収利息			62
流動資産合計			696,064,529
資産合計			696,064,529
純資産の部			
元本等			
元本			682,700,109
元本			
剩余金			13,364,420
純資産合計			696,064,529
負債・純資産合計			696,064,529

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）の計算期間に合わせるため、平成 25 年 9 月 25 日から平成 25 年 10 月 10 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 25 年 10 月 10 日現在		
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数		682,700,109 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たりの純資産額 (10,000 口当たりの純資産額)	1.0196 円 10,196 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期 別	自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	期 別	平成 25 年 10 月 10 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

(単位：円)

平成 25 年 10 月 10 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成 25 年 9 月 25 日
期首元本額	682,602,021
期首より平成 25 年 10 月 10 日までの追加設定元本額	98,088
期首より平成 25 年 10 月 10 日までの一部解約元本額	—
期末元本額	682,700,109
平成 25 年 10 月 10 日現在の元本の内訳（＊）	
アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）	522,637,459
米国中小型株オープン	12,778,739
新興国連続増配成長株オープン	117,759,633
米国短期ハイ・イールド債券オープン	29,426,190
アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）	98,088

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 25 年 10 月 10 日

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	—
合計	—

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

[附属明細表]

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第380回国庫短期証券	220,000,000	219,997,092	
		第389回国庫短期証券	210,000,000	209,979,582	
		第395回国庫短期証券	220,000,000	219,973,644	
	計	銘柄数：3	650,000,000	649,950,318	
		組入時価比率：93.4%		100.0%	
	合計			649,950,318	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の経理状況

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社から提供された財務諸表です。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は原則として 6 カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、当特定期間（平成 25 年 4 月 9 日から平成 25 年 10 月 7 日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は該当する財務諸表の直前に添付しております。

## [財務諸表]

## イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

## (1) [貸借対照表]

区分	注記番号	前特定定期間 (平成25年4月8日現在)	当特定定期間 (平成25年10月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		385,468,761,336	404,253,989,636
流動資産合計		385,468,761,336	404,253,989,636
資産合計		385,468,761,336	404,253,989,636
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		7,533,036,304	3,052,066,096
未払受託者報酬		13,696,532	14,415,871
未払委託者報酬		174,630,791	183,802,391
その他未払費用		1,207,500	1,207,500
流動負債合計		7,722,571,127	3,251,491,858
負債合計		7,722,571,127	3,251,491,858
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	617,461,992,169	693,651,385,547
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	3	△239,715,801,960 (72,217,783,034)	△292,648,887,769 (89,935,498,102)
元本等合計		377,746,190,209	401,002,497,778
純資産合計		377,746,190,209	401,002,497,778
負債純資産合計		385,468,761,336	404,253,989,636

## (2) [損益及び剰余金計算書]

区分	注記番号	前特定期間 自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	当特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
		金額(円)	金額(円)
営業収益 受取利息 有価証券売買等損益		500 92,027,368,521	— 1,074,982,052
営業収益合計		92,027,369,021	1,074,982,052
営業費用 受託者報酬 委託者報酬 その他費用	2	64,006,600 816,084,126 1,207,500	82,332,760 1,049,742,594 1,207,500
営業費用合計		881,298,226	1,133,282,854
営業利益又は営業損失 (△) 経常利益又は経常損失 (△)		91,146,070,795	△58,300,802
当期純利益又は当期純損失 (△)		91,146,070,795	△58,300,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首次損金 (△) 剰余金増加額又は欠損金減少額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 分配金	1	633,723,195 △296,918,157,611 25,901,391,206 25,901,391,206 39,127,455,714 39,127,455,714 20,083,927,441	△255,593,623 △239,715,801,960 8,077,451,399 8,077,451,399 37,013,438,397 37,013,438,397 24,194,391,632
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△239,715,801,960	△292,648,887,769

(3) [注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

当特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
<b>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</b> 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
<b>2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</b> 特定期間末日の取扱い 平成 25 年 10 月 6 日が休業日のため、信託約款第 46 条より、特定期間末日を平成 25 年 10 月 7 日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前特定期間 (平成 25 年 4 月 8 日現在)	当特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	568, 602, 204, 458 円	617, 461, 992, 169 円
期中追加設定元本額	100, 127, 455, 714 円	94, 522, 438, 397 円
期中一部解約元本額	51, 267, 668, 003 円	18, 333, 045, 019 円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	617, 461, 992, 169 口	693, 651, 385, 547 口
3. 投資信託財産計算規則 第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額	元本の欠損 239, 715, 801, 960 円	元本の欠損 292, 648, 887, 769 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	当特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
<p><b>1. 分配金の計算過程</b></p> <p>平成 24 年 10 月 10 日から平成 24 年 11 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (477,935,396 円)、信託約款に規定する収益調整金 (18,763,495 円) 及び分配準備積立金 (22,670,334,822 円) より分配対象収益は 23,167,033,713 円 (1 万口当たり 424 円) であり、うち 491,539,044 円 (1 万口当たり 9 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 24 年 11 月 7 日から平成 24 年 12 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (645,452,376 円)、信託約款に規定する収益調整金 (5,043,057 円) 及び分配準備積立金 (22,157,205,998 円) より分配対象収益は 22,807,701,431 円 (1 万口当たり 427 円) であり、うち 640,552,265 円 (1 万口当たり 12 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 24 年 12 月 7 日から平成 25 年 1 月 7 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (504,592,222 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (22,913,845,878 円)、信託約款に規定する収益調整金 (4,887,557 円) 及び分配準備積立金 (21,478,748,930 円) より、分配対象収益は 44,902,074,587 円 (1 万口当たり 867 円) であり、うち 517,334,536 円 (1 万口当たり 10 円) を分配金額としております。</p>	<p><b>1. 分配金の計算過程</b></p> <p>平成 25 年 4 月 9 日から平成 25 年 5 月 7 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,048,700,897 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (20,162,707,556 円)、信託約款に規定する収益調整金 (991,286,121 円) 及び分配準備積立金 (72,217,783,034 円) より分配対象収益は 94,420,477,608 円 (1 万口当たり 1,509 円) であり、うち 2,001,766,705 円 (1 万口当たり 32 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 5 月 8 日から平成 25 年 6 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (2,690,938,733 円)、信託約款に規定する収益調整金 (5,663,614,081 円) 及び分配準備積立金 (92,380,490,590 円) より分配対象収益は 100,735,043,404 円 (1 万口当たり 1,518 円) であり、うち 8,357,289,940 円 (1 万口当たり 126 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 6 月 7 日から平成 25 年 7 月 8 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,707,291,890 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,265,962,966 円) 及び分配準備積立金 (92,377,753,464 円) より分配対象収益は 96,351,008,320 円 (1 万口当たり 1,418 円) であり、うち 3,940,630,964 円 (1 万口当たり 58 円) を分配金額としております。</p>

前特定期間	当特定期間
自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
<p>平成 25 年 1 月 8 日から平成 25 年 2 月 6 日までの計算期間</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (23,646,706,491 円)、信託約款に規定する収益調整金(1,978,076,182 円)及び分配準備積立金 (44,384,740,051 円)より、分配対象収益は 70,009,522,724 円(1 万口当たり 1,295 円)であり、うち 4,647,353,585 円(1 万口当たり 86 円)を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 2 月 7 日から平成 25 年 3 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,258,273,660 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,214,967,114 円) 及び分配準備積立金 (65,329,496,783 円) より分配対象収益は 68,802,737,557 円 (1 万口当たり 1,232 円) であり、うち 6,254,111,707 円 (1 万口当たり 112 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 3 月 7 日から平成 25 年 4 月 8 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (900,459,150 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (9,680,108,324 円)、信託約款に規定する収益調整金(6,666,480,254 円)及び分配準備積立金 (62,537,674,710 円)より、分配対象収益は 79,784,722,438 円(1 万口当たり 1,292 円)であり、うち 7,533,036,304 円(1 万口当たり 122 円)を分配金額としております。</p>	<p>平成 25 年 7 月 9 日から平成 25 年 8 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,540,988,697 円)、信託約款に規定する収益調整金 (1,946,836,572 円) 及び分配準備積立金 (92,377,753,464 円) より分配対象収益は 95,865,578,733 円 (1 万口当たり 1,382 円) であり、うち 3,467,151,576 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 8 月 7 日から平成 25 年 9 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (3,367,928,588 円)、信託約款に規定する収益調整金 (20,127,128 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より分配対象収益は 93,323,553,818 円 (1 万口当たり 1,382 円) であり、うち 3,375,486,351 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 9 月 7 日から平成 25 年 10 月 7 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (583,617,395 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,494,606,148 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より分配対象収益は 93,013,721,645 円 (1 万口当たり 1,340 円) であり、うち 3,052,066,096 円 (1 万口当たり 44 円) を分配金額としております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するためには要する費用</p> <p>信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するためには要する費用</p> <p>同左</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	当特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	当特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成 25 年 4 月 8 日現在)	当特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	15,912,777,836	8,532,453,016
合計	15,912,777,836	8,532,453,016

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

区分	前特定期間 (平成 25 年 4 月 8 日現在)	当特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	0.6118 円 (6,118 円)	0.5781 円 (5,781 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) [附属明細表]

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 25 年 10 月 7 日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	239,813,721,087	404,253,989,636	—
合計	—	239,813,721,087	404,253,989,636	—

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成25年4月8日現在)	(平成25年10月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		7,615,973,373	6,607,672,750
金銭信託		761,592	141,718
コール・ローン		9,370,469,908	4,703,418,570
株式		385,987,671,375	407,317,368,036
未収入金		588,635,320	665,602,658
未取配当金		935,195,367	500,963,839
未収利息		12,836	6,443
流動資産合計		404,498,719,771	419,795,174,014
資産合計		404,498,719,771	419,795,174,014
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	5,416,400
未払金		691,324,272	—
未払解約金		12,044,964	29,675,960
流動負債合計		703,369,236	35,092,360
負債合計		703,369,236	35,092,360
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	241,452,897,907	249,012,413,493
剰余金		162,342,452,628	170,747,668,161
剰余金又は欠損金(△)		403,795,350,535	419,760,081,654
元本等合計		403,795,350,535	419,760,081,654
純資産合計		404,498,719,771	419,795,174,014
負債純資産合計			

(注) 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成 25 年 4 月 9 日  
至 平成 25 年 10 月 7 日

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。

#### (1)金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

#### (2)金融商品取引所に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

#### (3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については入金時に計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条、61 条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成 25 年 4 月 8 日現在)	(平成 25 年 10 月 7 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	234,741,246,417 円	241,452,897,907 円
期中追加設定元本額	36,714,260,288 円	33,777,049,231 円
期中一部解約元本額	30,002,608,798 円	26,217,533,645 円
元本の内訳		
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)	230,488,376,786 円	239,813,721,087 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン (毎月分配型)	10,870,968,182 円	9,142,340,019 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン (みずほSMA専用)	93,552,939 円	56,352,387 円
合 計	241,452,897,907 円	249,012,413,493 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	241,452,897,907 口	249,012,413,493 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## II 金融商品の時価等に関する事項

自 平成 24 年 10 月 10 日 至 平成 25 年 4 月 8 日	自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p>
<p>2. 時価の算定方法            ①株式            「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。            ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務            これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 時価の算定方法            ①株式            「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。            ②派生商品評価勘定            「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。            ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務            これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明            金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明            金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	(平成 25 年 4 月 8 日現在)	(平成 25 年 10 月 7 日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)
株式	21,337,321,345	27,529,837,552
合計	21,337,321,345	27,529,837,552

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 24 年 10 月 10 日から平成 25 年 4 月 8 日まで及び平成 24 年 10 月 10 日から平成 25 年 10 月 7 日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成 25 年 4 月 8 日現在)

該当事項はありません。

(平成 25 年 10 月 7 日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち 1 年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル 売建 オーストラリアドル	916,800,000 916,800,000	— —	913,083,600 918,500,000	△3,716,400 △1,700,000
合計		1,833,600,000	—	1,831,583,600	△5,416,400

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	(平成 25 年 4 月 8 日現在)	(平成 25 年 10 月 7 日現在)
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	1.6724 円 (16,724 円)	1.6857 円 (16,857 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (3)附属明細表

## 1. 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成25年10月7日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	PHILIPPINE LONG DIST -SP ADR	373,200	70.21	26,202,372.00	
小計				26,202,372.00 (2,548,180,677)	
オーストラリア ドル	ORIGIN ENERGY LIMITED	6,663,687	14.13	94,157,897.31	
	WHITEHAVEN COAL LTD	8,354,433	1.90	15,873,422.70	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	2,078,090	37.90	78,759,611.00	
	AMCOR LTD	10,599,243	10.40	110,232,127.20	
	BHP BILLITON LTD	1,883,691	35.13	66,174,064.83	
	ORICA LTD	2,835,410	19.72	55,914,285.20	
	RIO TINTO LTD	141,407	60.47	8,550,881.29	
	SYDNEY AIRPORT	26,448,700	3.98	105,265,826.00	
	CROWN LTD	3,486,289	15.80	55,083,366.20	
	WESFARMERS LIMITED	1,443,480	41.30	59,615,724.00	
	WOOLWORTHS LIMITED	1,012,001	34.54	34,954,514.54	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	3,981,176	30.76	122,460,973.76	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	3,738,123	34.81	130,124,061.63	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	929,941	32.42	30,148,687.22	
	MACQUARIE GROUP LTD	1,219,113	48.55	59,187,936.15	
ニュージーラン ドドル	SUNCORP GROUP LTD	9,140,805	13.08	119,561,729.40	
	LEND LEASE CORP LIMITED	9,322,314	10.56	98,443,635.84	
	TELSTRA CORP LTD	26,730,199	4.95	132,314,485.05	
	小計			1,376,823,229.32 (126,474,981,845)	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	13,581,852	2.305	31,306,168.86	
小計				31,306,168.86 (2,531,103,752)	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED	16,507,500	23.60	389,577,000.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	51,564,000	8.61	443,966,040.00	
	SJM HOLDINGS LTD	25,816,000	21.80	562,788,800.00	
	WYNN MACAU LTD	9,585,200	28.15	269,823,380.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	197,882,000	3.61	714,354,020.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	20,956,000	24.85	520,756,600.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	53,701,108	14.62	785,110,198.96	
	HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	7,466,400	84.35	629,790,840.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	115,685,075	5.51	637,424,763.25	
	STANDARD CHARTERED PLC	3,631,650	181.20	658,054,980.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	5,512,000	123.20	679,078,400.00	
	GUANGZHOU R&F PROPERTIES	53,552,800	12.52	670,481,056.00	
通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SINO LAND CO	41,382,000	11.52	476,720,640.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	2,851,300	103.30	294,539,290.00	
	CHINA MOBILE LTD	5,380,000	84.00	451,920,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	36,995,000	7.10	262,664,500.00	
小計	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	26,846,000	18.60	499,335,600.00	
				8,946,386,108.21 (112,187,681,796)	
シンガポール ドル	KEPPEL CORPORATION LIMITED	9,672,000	10.50	101,556,000.00	
	SEMCORP INDUSTRIES	12,480,000	5.19	64,771,200.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	9,962,759	16.26	161,994,461.34	
	ASIAN PAY TELEVISION TRUST	99,839,000	0.81	80,869,590.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	37,939,000	3.77	143,030,030.00	
小計				552,221,281.34	

				(43, 100, 871, 008)	
マレーシアリンギット	PUBLIC BANK BHD-FOREIGN MKT AMMB HOLDINGS BHD	7, 669, 500 1, 823, 000	17. 94 7. 40	137, 590, 830. 00 13, 490, 200. 00	
小計				151, 081, 030. 00 (4, 632, 144, 379)	
タイバーツ	THAI OIL PCL FRGN BANGKOK BANK PLC-FOREIGN ADVANCED INFO SERVICE-FOREIGN	26, 922, 800 14, 810, 100 5, 372, 200	60. 00 200. 00 263. 00	1, 615, 368, 000. 00 2, 962, 020, 000. 00 1, 412, 888, 600. 00	
小計				5, 990, 276, 600. 00 (18, 569, 857, 460)	
フィリピンペソ	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	794, 770	3, 020. 00	2, 400, 205, 400. 00	
小計				2, 400, 205, 400. 00 (5, 400, 462, 150)	
インドネシアルピア	INDO TAMBANGRAYA MEGA PT BANK NEGARA INDONESIA PERSERO BANK RAKYAT INDONESIA TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE	14, 503, 000 55, 894, 000 64, 646, 500 320, 536, 000	27, 750. 00 4, 250. 00 7, 500. 00 2, 250. 00	402, 458, 250, 000. 00 237, 549, 500, 000. 00 484, 848, 750, 000. 00 721, 206, 000, 000. 00	
小計				1, 846, 062, 500, 000. 00 (15, 691, 531, 250)	
韓国ウォン	S-OIL CORPORATION LG CHEM LTD PFD HYUNDAI MOTOR COMPANY KT&G CORP	694, 585 96, 418 428, 387 1, 146, 797	76, 300. 00 137, 000. 00 116, 500. 00 77, 400. 00	52, 996, 835, 500. 00 13, 209, 266, 000. 00 49, 907, 085, 500. 00 88, 762, 087, 800. 00	
小計				204, 875, 274, 800. 00 (18, 643, 650, 006)	
新台湾ドル	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR ASUSTEK COMPUTER INC DELTA ELECTRONICS INC LITE-ON TECHNOLOGY CORP	48, 848, 522 5, 454, 000 11, 316, 424 27, 980, 614	29. 20 234. 50 148. 00 50. 30	1, 426, 376, 842. 40 1, 278, 963, 000. 00 1, 674, 830, 752. 00 1, 407, 424, 884. 20	

通 貨	銘 柏	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
	QUANTA COMPUTER INC WISTRON CORP TAIWAN MOBILE CO LTD TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	28, 333, 400 56, 872, 024 12, 336, 000 33, 566, 323	64. 50 28. 75 104. 00 104. 00	1, 827, 504, 300. 00 1, 635, 070, 690. 00 1, 282, 944, 000. 00 3, 490, 897, 592. 00	
小計				14, 024, 012, 060. 60 (46, 559, 720, 041)	
インドルピー	BAJAJ AUTO LIMITED BANK OF BARODA	1, 755, 191 6, 039, 233	2, 117. 90 520. 50	3, 717, 319, 018. 90 3, 143, 420, 776. 50	
小計				6, 860, 739, 795. 40 (10, 977, 183, 672)	
合計				407, 317, 368, 036 (407, 317, 368, 036)	

## 有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 1 銘柄	100.0%	0.6%
オーストラリアドル	株式 18 銘柄	100.0%	31.1%
ニュージーランドドル	株式 1 銘柄	100.0%	0.6%
香港ドル	株式 17 銘柄	100.0%	27.5%
シンガポールドル	株式 5 銘柄	100.0%	10.6%
マレーシアリンギット	株式 2 銘柄	100.0%	1.1%
タイバーツ	株式 3 銘柄	100.0%	4.6%
フィリピンペソ	株式 1 銘柄	100.0%	1.3%
インドネシアルピア	株式 4 銘柄	100.0%	3.9%
韓国ウォン	株式 4 銘柄	100.0%	4.6%
新台湾ドル	株式 8 銘柄	100.0%	11.4%
インドルピー	株式 2 銘柄	100.0%	2.7%

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)の取引の時価等に関する事項に記載されております。

### 【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の 3 及び同規則第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年總理府令第 133 号)に基づいて作成しております。  
第 1 期計算期間は、平成 25 年 9 月 25 日（設定日）から平成 25 年 10 月 10 日までとなっており、第 1 期中間計算期間の中間財務諸表を作成していないため、第 1 期中間計算期間の記載を省略しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期中間計算期間（平成 25 年 10 月 11 日から平成 26 年 4 月 10 日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 26 年 5 月 8 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）」の平成 25 年 10 月 11 日から平成 26 年 4 月 10 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手續が実施される。中間監査手續は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手續等を中心とした監査手續に必要に応じて追加の監査手續が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手續を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）」の平成 26 年 4 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 25 年 10 月 11 日から平成 26 年 4 月 10 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれておりません。

【アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第2期中間計算期間末  
(平成26年4月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,117,651
投資信託受益証券	214,507,819
親投資信託受益証券	400,070
未収入金	1,000,000
未収利息	4
流動資産合計	221,025,544
資産合計	221,025,544
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,000
未払受託者報酬	19,719
未払委託者報酬	394,289
その他未払費用	3,893
流動負債合計	422,901
負債合計	422,901
純資産の部	
元本等	
元本	*1203,092,177
剩余金	
中間剩余金又は中間欠損金（△）	17,510,466
（分配準備積立金）	55,626
元本等合計	220,602,643
純資産合計	*3220,602,643
負債純資産合計	221,025,544

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第2期中間計算期間  
自 平成25年10月11日  
至 平成26年4月10日

営業収益	
受取配当金	4,147,208
受取利息	1,140
有価証券売買等損益	9,966,631
営業収益合計	14,114,979
営業費用	
受託者報酬	19,719
委託者報酬	394,289
その他費用	3,893
営業費用合計	417,901
営業利益又は営業損失(△)	13,697,078
経常利益又は経常損失(△)	13,697,078
中間純利益又は中間純損失(△)	13,697,078
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	170,301
期首剩余金又は期首次損金(△)	△96,062
剩余金増加額又は欠損金減少額	4,493,758
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	4,493,758
剩余金減少額又は欠損金増加額	414,007
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	414,007
分配金	-
中間剩余金又は中間欠損金(△)	17,510,466

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 2 期中間計算期間 自 平成 25 年 10 月 11 日 至 平成 26 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

第 2 期中間計算期間末 (平成 26 年 4 月 10 日現在)	
*1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	203,092,177 口
*3. 当該中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 (10,000 口当たりの純資産額)	1.0862 円 10,862 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期中間計算期間 自 平成 25 年 10 月 11 日 至 平成 26 年 4 月 10 日	
該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	第 2 期中間計算期間末 (平成 26 年 4 月 10 日現在)
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(重要な後発事象に関する注記)

第 2 期中間計算期間 自 平成 25 年 10 月 11 日 至 平成 26 年 4 月 10 日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第2期中間計算期間末 (平成26年4月10日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	10,000,000 円
期中追加設定元本額	216,878,892 円
期中一部解約元本額	23,786,715 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

## 日本マネー・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	平成 26 年 4 月 10 日現在
			金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			26,600,705
国債証券			679,971,229
未収利息			21
流動資産合計			706,571,955
資産合計			706,571,955
負債の部			
流動負債			
流動負債合計			-
負債合計			-
純資産の部			
元本等			
元本		*1	692,799,168
剩余金			
剩余金又は欠損金（△）			13,772,787
元本等合計			706,571,955
純資産合計			706,571,955
負債純資産合計			706,571,955

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成 25 年 10 月 11 日 至 平成 26 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が 1 年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）の中間計算期間に合わせるため、平成 25 年 10 月 11 日から平成 26 年 4 月 10 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 4 月 10 日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	692, 799, 168 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 (10, 000 口当たりの純資産額)	1. 0199 円 10, 199 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成 26 年 4 月 10 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

平成 26 年 4 月 10 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成 25 年 10 月 11 日
期首元本額	682,700,109 円
期首より平成 26 年 4 月 10 日までの追加設定元本額	59,128,281 円
期首より平成 26 年 4 月 10 日までの一部解約元本額	49,029,222 円
期末元本額	692,799,168 円
平成 26 年 4 月 10 日現在の元本の内訳（＊）	
アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）	552,054,992 円
米国中小型株オープン	22,583,622 円
新興国連続増配成長株オープン	68,730,411 円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	49,037,879 円
アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）	392,264 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社から提供された財務諸表です。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は原則として 6 カ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、当特定期間（平成 25 年 10 月 8 日から平成 26 年 4 月 7 日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は該当する財務諸表の直前に添付しております。

## [財務諸表]

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

## (1) [貸借対照表]

区分	注記番号	前特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)	当特定期間 (平成 26 年 4 月 7 日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		404, 253, 989, 636	484, 737, 551, 982
未収入金		—	3, 000, 000, 000
流動資産合計		404, 253, 989, 636	487, 737, 551, 982
資産合計		404, 253, 989, 636	487, 737, 551, 982
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		3, 052, 066, 096	4, 146, 074, 887
未払解約金		—	3, 000, 000, 000
未払受託者報酬		14, 415, 871	17, 172, 879
未払委託者報酬		183, 802, 391	218, 954, 218
その他未払費用		1, 207, 500	1, 627, 500
流動負債合計		3, 251, 491, 858	7, 383, 829, 484
負債合計		3, 251, 491, 858	7, 383, 829, 484
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	693, 651, 385, 547	797, 322, 093, 806
剩余金	3	△292, 648, 887, 769	△316, 968, 371, 308
期末剩余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)		(89, 935, 498, 102)	(91, 541, 863, 911)
元本等合計		401, 002, 497, 778	480, 353, 722, 498
純資産合計		401, 002, 497, 778	480, 353, 722, 498
負債純資産合計		404, 253, 989, 636	487, 737, 551, 982

## (2) [損益及び剰余金計算書]

区分	注記番号	前特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	当特定期間 自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		—	24
有価証券売買等損益		1, 074, 982, 052	39, 164, 821, 516
営業収益合計		1, 074, 982, 052	39, 164, 821, 540
営業費用			
受託者報酬	2	82, 332, 760	92, 651, 249
委託者報酬		1, 049, 742, 594	1, 181, 303, 328
その他費用		1, 207, 500	1, 627, 500
営業費用合計		1, 133, 282, 854	1, 275, 582, 077
営業利益又は営業損失(△)		△58, 300, 802	37, 889, 239, 463
経常利益又は経常損失(△)		△58, 300, 802	37, 889, 239, 463
当期純利益又は当期純損失(△)		△58, 300, 802	37, 889, 239, 463
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△255, 593, 623	295, 934, 984
期首剰余金又は期首次損金(△)		△239, 715, 801, 960	△292, 648, 887, 769
剰余金増加額又は欠損金減少額		8, 077, 451, 399	8, 230, 606, 599
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8, 077, 451, 399	8, 230, 606, 599
剰余金減少額又は欠損金増加額		37, 013, 438, 397	50, 406, 679, 866
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		37, 013, 438, 397	50, 406, 679, 866
分配金	1	24, 194, 391, 632	19, 736, 714, 751
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△292, 648, 887, 769	△316, 968, 371, 308

(3) [注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

当特定期間	
自 平成 25 年 10 月 8 日	
至 平成 26 年 4 月 7 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
<p>親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
<p>特定期間末日の取扱い 平成 26 年 4 月 6 日が休業日のため、信託約款第 46 条より、特定期間末日を平成 26 年 4 月 7 日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区分	前特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)	当特定期間 (平成 26 年 4 月 7 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	617, 461, 992, 169 円	693, 651, 385, 547 円
期中追加設定元本額	94, 522, 438, 397 円	122, 624, 079, 868 円
期中一部解約元本額	18, 333, 045, 019 円	18, 953, 371, 609 円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	693, 651, 385, 547 口	797, 322, 093, 806 口
3. 投資信託財産計算規則 第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額	元本の欠損 292, 648, 887, 769 円	元本の欠損 316, 968, 371, 308 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	当特定期間 自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
<p><b>1. 分配金の計算過程</b></p> <p>平成 25 年 4 月 9 日から平成 25 年 5 月 7 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,048,700,897 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (20,162,707,556 円)、信託約款に規定する収益調整金 (991,286,121 円) 及び分配準備積立金 (72,217,783,034 円) より分配対象収益は 94,420,477,608 円 (1 万口当たり 1,509 円) であり、うち 2,001,766,705 円 (1 万口当たり 32 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 5 月 8 日から平成 25 年 6 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (2,690,938,733 円)、信託約款に規定する収益調整金 (5,663,614,081 円) 及び分配準備積立金 (92,380,490,590 円) より分配対象収益は 100,735,043,404 円 (1 万口当たり 1,518 円) であり、うち 8,357,289,940 円 (1 万口当たり 126 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 6 月 7 日から平成 25 年 7 月 8 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,707,291,890 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,265,962,966 円) 及び分配準備積立金 (92,377,753,464 円) より分配対象収益は 96,351,008,320 円 (1 万口当たり 1,418 円) であり、うち 3,940,630,964 円 (1 万口当たり 58 円) を分配金額としております。</p>	<p><b>1. 分配金の計算過程</b></p> <p>平成 25 年 10 月 8 日から平成 25 年 11 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (378,728,828 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,435,562,837 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より分配対象収益は 92,749,789,767 円 (1 万口当たり 1,302 円) であり、うち 2,777,505,450 円 (1 万口当たり 39 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 11 月 7 日から平成 25 年 12 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (843,784,409 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,775,523,416 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より分配対象収益は 93,554,805,927 円 (1 万口当たり 1,274 円) であり、うち 3,595,745,562 円 (1 万口当たり 49 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 12 月 7 日から平成 26 年 1 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (262,980,250 円)、信託約款に規定する収益調整金 (1,868,752,545 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より、分配対象収益は 92,067,230,897 円 (1 万口当たり 1,229 円) であり、うち 2,096,813,483 円 (1 万口当たり 28 円) を分配金額としております。</p>

前特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	当特定期間 自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
<p>平成 25 年 7 月 9 日から平成 25 年 8 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,540,988,697 円)、信託約款に規定する収益調整金 (1,946,836,572 円) 及び分配準備積立金 (92,377,753,464 円) より分配対象収益は 95,865,578,733 円 (1 万口当たり 1,382 円) であり、うち 3,467,151,576 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 8 月 7 日から平成 25 年 9 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (3,367,928,588 円)、信託約款に規定する収益調整金 (20,127,128 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より分配対象収益は 93,323,553,818 円 (1 万口当たり 1,382 円) であり、うち 3,375,486,351 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 25 年 9 月 7 日から平成 25 年 10 月 7 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (583,617,395 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,494,606,148 円) 及び分配準備積立金 (89,935,498,102 円) より分配対象収益は 93,013,721,645 円 (1 万口当たり 1,340 円) であり、うち 3,052,066,096 円 (1 万口当たり 44 円) を分配金額としております。</p>	<p>平成 26 年 1 月 7 日から平成 26 年 2 月 6 日までの計算期間</p> <p>信託約款に規定する収益調整金 (3,120,771,749 円) 及び分配準備積立金 (89,514,456,959 円) より、分配対象収益は 92,635,228,708 円 (1 万口当たり 1,201 円) であり、うち 3,084,052,227 円 (1 万口当たり 40 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 26 年 2 月 7 日から平成 26 年 3 月 6 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (2,191,309,857 円)、信託約款に規定する収益調整金 (1,852,705,924 円) 及び分配準備積立金 (88,328,955,967 円) より分配対象収益は 92,372,971,748 円 (1 万口当たり 1,189 円) であり、うち 4,036,523,142 円 (1 万口当たり 52 円) を分配金額としております。</p> <p>平成 26 年 3 月 7 日から平成 26 年 4 月 7 日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,203,534,535 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (3,753,437,873 円)、信託約款に規定する収益調整金 (2,964,766,625 円) 及び分配準備積立金 (87,788,426,038 円) より、分配対象収益は 95,710,165,071 円 (1 万口当たり 1,200 円) であり、うち 4,146,074,887 円 (1 万口当たり 52 円) を分配金額としております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	当特定期間 自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	当特定期間 自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)	当特定期間 (平成 26 年 4 月 7 日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,532,453,016	22,585,111,028
合計	8,532,453,016	22,585,111,028

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

区分	前特定期間 (平成 25 年 10 月 7 日現在)	当特定期間 (平成 26 年 4 月 7 日現在)
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	0.5781 円 (5,781 円)	0.6025 円 (6,025 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) [附属明細表]

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 26 年 4 月 7 日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・オセニア好配当株式マザーファンド	263,229,732,274	484,737,551,982	—
合計	—	263,229,732,274	484,737,551,982	—

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成 25 年 10 月 7 日現在)	(平成 26 年 4 月 7 日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		6,607,672,750	8,533,784,330
金銭信託		141,718	65,054
コール・ローン		4,703,418,570	6,310,828,600
株式		407,317,368,036	484,344,851,039
派生商品評価勘定		—	24,194,813
未収入金		665,602,658	3,640,181,340
未取配当金		500,963,839	1,198,164,244
未収利息		6,443	8,644
流動資産合計		419,795,174,014	504,052,078,064
資産合計		419,795,174,014	504,052,078,064
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,416,400	2,352,595
未払金		—	2,626,697,288
未払解約金		29,675,960	3,071,935,916
流動負債合計		35,092,360	5,700,985,799
負債合計		35,092,360	5,700,985,799
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	249,012,413,493	270,625,926,167
剰余金		170,747,668,161	227,725,166,098
剰余金又は欠損金(△)		419,760,081,654	498,351,092,265
元本等合計		419,760,081,654	498,351,092,265
純資産合計		419,795,174,014	504,052,078,064
負債純資産合計			

(注) 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年 10 月 7 日から翌年 10 月 6 日までであります。

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成 25 年 10 月 8 日  
至 平成 26 年 4 月 7 日

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。

#### (1)金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

#### (2)金融商品取引所に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

#### (3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

#### 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については入金時に計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条、61 条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成 25 年 10 月 7 日現在)	(平成 26 年 4 月 7 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	241, 452, 897, 907 円	249, 012, 413, 493 円
期中追加設定元本額	33, 777, 049, 231 円	41, 234, 671, 536 円
期中一部解約元本額	26, 217, 533, 645 円	19, 621, 158, 862 円
元本の内訳		
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)	239, 813, 721, 087 円	263, 229, 732, 274 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン (毎月分配型)	9, 142, 340, 019 円	7, 355, 900, 982 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン (みずほSMA専用)	56, 352, 387 円	40, 292, 911 円
合 計	249, 012, 413, 493 円	270, 625, 926, 167 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	249, 012, 413, 493 口	270, 625, 926, 167 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用してあります。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## II 金融商品の時価等に関する事項

自 平成 25 年 4 月 9 日 至 平成 25 年 10 月 7 日	自 平成 25 年 10 月 8 日 至 平成 26 年 4 月 7 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成 25 年 10 月 7 日現在)	(平成 26 年 4 月 7 日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)
株式	27,529,837,552	12,179,043,204
合計	27,529,837,552	12,179,043,204

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 24 年 10 月 10 日から平成 25 年 10 月 7 日まで及び平成 25 年 10 月 8 日から平成 26 年 4 月 7 日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成 25 年 10 月 7 日現在)

区分	種類	契約額等 (円) うち 1 年超	時価 (円)		評価損益 (円)
			時価 (円)	評価損益 (円)	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	916,800,000	—	913,083,600	△3,716,400
	売建				
	オーストラリアドル	916,800,000	—	918,500,000	△1,700,000
合計		1,833,600,000	—	1,831,583,600	△5,416,400

(平成 26 年 4 月 7 日現在)

区分	種類	契約額等 (円) うち 1 年超	時価 (円)		評価損益 (円)
			時価 (円)	評価損益 (円)	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	637,595,062	—	635,242,467	△2,352,595
	売建				
	米ドル	6,215,517,000	—	6,191,400,000	24,117,000
	シンガポールドル	637,595,062	—	637,517,249	77,813
合計		7,490,707,124	—	7,464,159,716	21,842,218

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いておりま

す。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成25年10月7日現在)	(平成26年4月7日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1,6857円 (16,857円)	1,8415円 (18,415円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (3)附属明細表

## 1. 有価証券明細表

## (1)株式

(平成 26 年 4 月 7 日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	PHILIPPINE LONG DIST -SP ADR	373,200	61.07	22,791,324.00	
小計				22,791,324.00 (2,352,064,636)	
オーストラリア ドル	ORIGIN ENERGY LIMITED	6,663,687	14.26	95,024,176.62	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	2,891,149	38.76	112,060,935.24	
	AMCOR LTD	6,467,188	10.24	66,224,005.12	
	BHP BILLITON LTD	5,235,009	37.75	197,621,589.75	
	ORICA LTD	1,601,752	21.50	34,437,668.00	
	ORORA LTD	10,599,243	1.42	15,103,921.27	
	SYDNEY AIRPORT	12,785,498	4.18	53,443,381.64	
	WESFARMERS LTD	2,309,876	41.57	96,021,545.32	
	WOOLWORTHS LIMITED	1,081,830	35.96	38,902,606.80	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	4,655,248	33.37	155,345,625.76	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	3,767,927	35.38	133,309,257.26	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	1,685,317	34.60	58,311,968.20	
	MACQUARIE GROUP LTD	884,435	57.96	51,261,852.60	
	SUNCORP GROUP LTD	9,140,805	12.71	116,179,631.55	
小計	LEND LEASE CORP LIMITED	6,822,935	12.51	85,354,916.85	
	TELSTRA CORP LTD	19,700,678	5.06	99,685,430.68	
ニュージーラン ドドル	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	13,690,139	2.53	34,636,051.67	
小計				34,636,051.67 (3,076,374,109)	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED	29,038,000	22.70	659,162,600.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	67,298,000	8.69	584,819,620.00	
	SJM HOLDINGS LTD	18,883,000	23.20	438,085,600.00	
	WYNN MACAU LTD	10,165,200	34.20	347,649,840.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	252,021,000	3.38	851,830,980.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	21,123,000	22.80	481,604,400.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	147,195,000	5.40	794,853,000.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	9,981,608	13.98	139,542,879.84	
	HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	7,665,693	79.15	606,739,600.95	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	158,503,075	4.74	751,304,575.50	
	STANDARD CHARTERED PLC	3,660,600	163.30	597,775,980.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	5,555,000	133.70	742,703,500.00	
	GUANGZHOU R&F PROPERTIES	42,246,800	11.12	469,784,416.00	
	SINO LAND CO	41,710,000	11.78	491,343,800.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	5,915,000	99.90	590,908,500.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	2,874,000	105.00	301,770,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	6,961,500	71.10	494,962,650.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	67,884,000	8.09	549,181,560.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	32,308,000	19.98	645,513,840.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	1,660,500	68.30	113,412,150.00	
小計				10,652,949,492.29 (141,684,228,247)	
シンガポールドル	KEPPEL CORPORATION LIMITED	10,787,000	10.93	117,901,910.00	
	SEMCORP INDUSTRIES	2,866,000	5.37	15,390,420.00	
	ASIAN PAY TELEVISION TRUST	13,630,000	0.75	10,222,500.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	6,682,759	16.55	110,599,661.45	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	37,939,000	3.65	138,477,350.00	
小計				392,591,841.45 (32,168,975,488)	
マレーシアリンギット	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	31,381,700	7.42	232,852,214.00	
小計				232,852,214.00 (7,365,115,528)	
タイバーツ	THAI OIL PCL FRGN	13,441,000	52.00	698,932,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOR	28,581,700	70.00	2,000,719,000.00	
	BANGKOK BANK PLC-FOREIGN	11,471,800	186.50	2,139,490,700.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-FOREIGN	5,415,000	224.00	1,212,960,000.00	
小計				6,052,101,700.00 (19,245,683,406)	
フィリピンペソ	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	794,770	2,736.00	2,174,490,720.00	
小計				2,174,490,720.00 (5,001,328,656)	
インドネシアルピア	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO	73,613,700	5,125.00	377,270,212,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	63,393,100	9,950.00	630,761,345,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE	357,586,200	2,275.00	813,508,605,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	41,378,400	5,125.00	212,064,300,000.00	
小計				2,033,604,462,500.00 (18,709,161,055)	
韓国ウォン	S-OIL CORPORATION	694,585	60,700.00	42,161,309,500.00	
	LG CHEM LTD PFD	96,418	144,000.00	13,884,192,000.00	
	POSCO	124,187	294,500.00	36,573,071,500.00	
	HYUNDAI MOTOR COMPANY	431,802	145,500.00	62,827,191,000.00	
	KT&G CORP	1,155,940	78,200.00	90,394,508,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	44,165	1,380,000.00	60,947,700,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	103,927	1,082,000.00	112,449,014,000.00	
小計				419,236,986,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
				(41,169,072,025)	
新台湾ドル	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	95,302,000	18.95	1,805,972,900.00	
	ASUSTEK COMPUTER INC	5,454,000	303.50	1,655,289,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	9,699,424	185.00	1,794,393,440.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	17,565,000	86.20	1,514,103,000.00	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	34,016,614	44.95	1,529,046,799.30	
	QUANTA COMPUTER INC	18,108,400	82.10	1,486,699,640.00	
	WISTRON CORP	52,219,024	25.35	1,323,752,258.40	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	12,434,000	94.30	1,172,526,200.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR	57,504,522	32.95	1,894,773,999.90	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	33,833,323	118.50	4,009,248,775.50	
小計				18,185,806,013.10 (62,013,598,504)	
インドルピー	NMDC LTD	13,039,602	140.40	1,830,760,120.80	
	BAJAJ AUTO LIMITED	1,755,191	2,028.90	3,561,107,019.90	
	BANK OF BARODA	5,575,072	755.75	4,213,360,664.00	
小計				9,605,227,804.70 (16,617,044,102)	
合計				484,344,851,039 (484,344,851,039)	

#### 有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 1 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	株式 16 銘柄	100.0%	27.9%
ニュージーランドドル	株式 1 銘柄	100.0%	0.6%
香港ドル	株式 20 銘柄	100.0%	29.3%
シンガポールドル	株式 5 銘柄	100.0%	6.6%
マレーシアリンギット	株式 1 銘柄	100.0%	1.5%
タイバーツ	株式 4 銘柄	100.0%	4.0%
フィリピンペソ	株式 1 銘柄	100.0%	1.0%
インドネシアルピア	株式 4 銘柄	100.0%	3.9%
韓国ウォン	株式 7 銘柄	100.0%	8.5%
新台湾ドル	株式 10 銘柄	100.0%	12.8%
インドルピー	株式 3 銘柄	100.0%	3.4%

#### (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)の取引の時価等に関する事項に記載されております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成 26 年 4 月 30 日現在)

アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）

I 資産総額	234, 628, 071円
II 負債総額	142, 432円
III 純資産総額 (I - II)	234, 485, 639円
IV 発行済数量	216, 633, 658口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1. 0824円

(参考) 日本マネー・マザーファンド

I 資産総額	706, 588, 976円
II 負債総額	一円
III 純資産総額 (I - II)	706, 588, 976円
IV 発行済数量	692, 799, 168口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1. 0199円

(参考) イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)

I 資産総額	471, 897, 645, 565円
II 負債総額	177, 692, 977円
III 純資産総額 (I - II)	471, 719, 952, 588円
IV 発行済数量	777, 417, 360, 706口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0. 6068 口

(参考) イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

I 資産総額	485, 412, 720, 645円
II 負債総額	191, 024, 636円
III 純資産総額 (I - II)	485, 221, 696, 009円
IV 発行済数量	261, 516, 790, 161口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1. 8554 口

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### ○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

(平成26年4月末日現在)

###### (1) 資本金の額

会社が発行する株式の総数	10 億円
発行済株式の総数	2,600,000 株
最近5年間における主な資本金の額の増減	825,000 株 なし

###### (2) 委託会社の機構

###### 〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

###### 〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業・投資助言・代理業を行っています。

平成 26 年 4 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	159	11,950
追加型公社債投資信託	16	1,844
単位型株式投資信託	35	865
合計	210	14,659

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、当事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 24 年 9 月 21 日内閣府令第 61 号）附則第 2 条第 2 項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 24 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金正典 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 50 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	6,106,221	8,848,385
有価証券	3,199,988	1,099,945
未収委託者報酬	743,347	1,092,403
未収運用受託報酬	148,616	33,673
未収投資助言報酬	5,609	14,381
前払費用	30,946	46,764
未収益	121	55,492
繰延税金資産	59,846	47,866
その他の流動資産	2,899	349
<b>流動資産合計</b>	<u>10,297,596</u>	<u>11,239,262</u>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1	30,613
器具備品	※1	113,458
<b>有形固定資産合計</b>	<u>144,072</u>	<u>124,287</u>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		242
電話加入権		2,122
<b>無形固定資産合計</b>	<u>2,364</u>	<u>7,310</u>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		1,485,543
親会社株式		1,633,632
長期差入保証金		138,067
その他		29,225
貸倒引当金		△17,510
<b>投資その他の資産合計</b>	<u>3,268,958</u>	<u>3,737,093</u>
<b>固定資産合計</b>	<u>3,415,395</u>	<u>3,868,690</u>
<b>資産合計</b>	<u>13,712,992</u>	<u>15,107,953</u>

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	20,437	7,217
未払金	460,362	642,435
未払収益分配金	60	43
未払償還金	3,795	3,795
未払手数料	352,362	530,103
その他未払金	104,144	108,494
未払費用	277,360	284,894
未払法人税等	135,348	398,764
未払消費税等	41,206	89,994
<b>流動負債合計</b>	<b>934,715</b>	<b>1,423,307</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	253,736	208,391
役員退職慰労引当金	29,850	36,470
繰延税金負債	329,085	366,717
資産除去債務	32,175	32,728
長期未払金	15,683	7,815
<b>固定負債合計</b>	<b>660,531</b>	<b>652,123</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,595,246</b>	<b>2,075,431</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
<b>資本剰余金合計</b>	<b>566,500</b>	<b>566,500</b>
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	3,830,629	4,706,843
<b>利益剰余金合計</b>	<b>9,729,121</b>	<b>10,605,335</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>11,295,621</b>	<b>12,171,835</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	822,124	860,687
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>822,124</b>	<b>860,687</b>
<b>純資産合計</b>	<b>12,117,745</b>	<b>13,032,522</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,712,992</b>	<b>15,107,953</b>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	9,375,527	12,266,731
運用受託報酬	172,528	58,040
投資助言報酬	17,281	23,354
<b>営業収益合計</b>	<b>9,565,338</b>	<b>12,348,126</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	5,049,257	6,294,536
広告宣伝費	245,879	306,596
公告費	250	78
受益権管理費	11,634	13,178
調査費	1,205,647	1,688,690
調査費	284,730	298,195
委託調査費	920,917	1,390,495
委託計算費	223,541	271,733
営業雑経費	224,886	267,619
通信費	48,257	49,197
印刷費	152,770	172,416
諸経費	12,246	33,929
協会費	8,351	8,520
諸会費	3,261	3,557
<b>営業費用合計</b>	<b>6,961,096</b>	<b>8,842,433</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	1,230,336	1,422,540
役員報酬	153,361	162,372
給料・手当	1,076,974	1,260,168
交際費	18,065	19,202
寄付金	41,841	58,711
旅費交通費	48,965	54,386
租税公課	22,377	25,080
不動産賃借料	193,493	180,329
退職給付費用	152,263	54,744
役員退職慰労引当金繰入	5,870	6,660
固定資産減価償却費	36,468	29,475
諸経費	285,230	327,126
<b>一般管理費合計</b>	<b>2,034,913</b>	<b>2,178,257</b>
<b>営業利益</b>	<b>569,328</b>	<b>1,327,435</b>

	前事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	※1 18,795	※1 118,222
有価証券利息	3,326	1,527
受取利息	1,294	819
約款時効収入	13	21
投資有価証券売却益	—	121
賞与引当金戻入	17,239	—
雜益	365	12,245
<b>営業外収益合計</b>	<hr/> 41,035	<hr/> 132,958
<b>営業外費用</b>		
時効後返還金	962	—
信託財産負担金	795	712
固定資産除却損	※2 15	※2 834
雜損	35	388
<b>営業外費用合計</b>	<hr/> 1,808	<hr/> 1,935
<b>経常利益</b>	<hr/> 608,554	<hr/> 1,458,458
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	54,630	—
投資有価証券償還益	30,325	48,956
<b>特別利益合計</b>	<hr/> 84,955	<hr/> 48,956
<b>特別損失</b>		
投資有価証券償還損	32,247	47,058
投資有価証券評価損	※3 32,860	—
<b>特別損失合計</b>	<hr/> 65,108	<hr/> 47,058
<b>税引前当期純利益</b>	<hr/> 628,401	<hr/> 1,460,356
法人税、住民税及び事業税	280,782	522,708
法人税等調整額	△26,513	28,433
<b>法人税等合計</b>	<hr/> 254,268	<hr/> 551,142
<b>当期純利益</b>	<hr/> 374,132	<hr/> 909,213

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繙越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,489,496	9,387,988	10,954,488	77,941	77,941	
当期変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000		△33,000	
当期純利益						374,132	374,132	374,132		374,132	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									744,183	744,183	
当期変動額合計						341,132	341,132	341,132	744,183	744,183	
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,830,629	9,729,121	11,295,621	822,124	822,124	
										12,117,745	

当事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繙越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,830,629	9,729,121	11,295,621	822,124	822,124	
当期変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000		△33,000	
当期純利益						909,213	909,213	909,213		909,213	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									38,563	38,563	
当期変動額合計						876,213	876,213	876,213	38,563	38,563	
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	4,706,843	10,605,335	12,171,835	860,687	860,687	
										13,032,522	

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年

器具備品 4～15 年

#### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5 年）に基づく定額法により償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5 年）による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
建物	49,838 千円	54,920 千円
器具備品	160,968 //	142,553 //
計	210,807 //	197,474 //

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
受取配当金	16,310 千円	92,430 千円

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
器具備品	15 千円	834 千円

※3 投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
投資有価証券評価損	投資先会社の財政状態及び業績等 を勘査した結果、投資有価証券評価 損 32,860 千円を特別損失として計 上しております。  なお、当該評価損は過年度に計上し ておりました投資損失引当金 90,000 千円の戻入益と投資有価証 券評価損 122,860 千円を相殺したも のです。	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 24 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	33,000	40	平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 6 月 26 日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 25 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	33,000	利益剰余金	40	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 6 月 26 日

当事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 25 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	33,000	40	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 6 月 26 日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 26 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 25 日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,106,221	6,106,221	—
(2) 有価証券	3,199,988	3,199,988	—
(3) 未収委託者報酬	743,347	743,347	—
(4) 投資有価証券	936,443	936,443	—
(5) 親会社株式	1,633,632	1,633,632	—
(6) 未払金（未払手数料）	352,362	352,362	—
(7) 未払法人税等	135,348	135,348	—

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,848,385	8,848,385	—
(2) 有価証券	1,099,945	1,099,945	—
(3) 未収委託者報酬	1,092,403	1,092,403	—
(4) 投資有価証券	1,415,148	1,415,148	—
(5) 親会社株式	1,605,912	1,605,912	—
(6) 未払金（未払手数料）	530,103	530,103	—
(7) 未払法人税等	398,764	398,764	—

### （注1）金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(6) 未払金（未払手数料）、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度	当事業年度
	（平成25年3月31日）	（平成26年3月31日）
非上場株式	549,100	581,000

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,106,221	—	—	—
未収委託者報酬	743,347	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,199,988	568,739	4,720	—
合計	10,049,556	568,739	4,720	—

当事業年度（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,848,385	—	—	—
未収委託者報酬	1,092,403	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	1,099,945	566,135	338,074	—
合計	11,040,733	566,135	338,074	—

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成 25 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	1,893,815 2,699,445 — — 341,998	618,311 2,698,898 — — 291,226	1,275,503 546 — — 50,772
小計		4,935,258	3,608,436	1,326,822
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— 299,853 — — 534,951	— 299,880 — — 587,088	— △27 — — △52,136
小計		834,804	886,969	△52,164
合計		5,770,063	4,495,405	1,274,658

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 549,100 千円）については、市場価格がなく、時価を把握するこ  
とが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	1,950,920 499,975 — — 619,622	618,311 499,972 — — 561,226	1,332,608 2 — — 58,395
小計		3,070,517	1,679,510	1,391,006
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— 599,970 — — 450,518	— 599,971 — — 507,124	— △1 — — △56,606
小計		1,050,488	1,107,096	△56,607
合計		4,121,005	2,786,606	1,334,399

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 581,000 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	84,630	54,630	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	84,630	54,630	—

当事業年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	19,804	121	—
合計	19,804	121	—

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△429,752 千円
(2) 年金資産	205,027
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△224,725
(4) 未認識数理計算上の差異	△29,011
(5) 貸借対照表計上額純増額 (3) + (4)	△253,736
(6) 退職給付引当金 (5)	△253,736

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	40,010 千円
(2) 利息費用	4,812
(3) 原則法への変更による費用処理額	87,114
(4) 期待運用収益	△616
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	10,118
(6) その他	10,825
(7) 退職給付費用	152,263

(注)「(6) その他」は確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

0.99%

(3) 期待運用收益率

0.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

当事業年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	429,752 千円
勤務費用	41,395
利息費用	4,254
数理計算上の差異の発生額	5,010
退職給付の支払額	△31,013
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>449,398</u>

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	205,027 千円
期待運用収益	1,025
数理計算上の差異の発生額	△25,773
事業主からの拠出額	71,191
退職給付の支払額	△15,186
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>236,284</u>

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	225,269 千円
<u>年金資産</u>	<u>△236,284</u>
	△11,015
非積立型制度の退職給付債務	224,129
未積立退職給付債務	213,113
未認識数理計算上の差異	△4,722
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,391
退職給付引当金	208,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,391

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	41,395 千円
利息費用	4,254
期待運用収益	△1,025
数理計算上の差異の費用処理額	△2,950
確定給付制度に係る退職給付費用	41,674

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.5 %
一般勘定	35.9
債券	20.3
その他	2.3
<b>合計</b>	<b>100.0</b>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.64%
長期期待運用収益率	0.50%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、13,069千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
<b>繰延税金資産</b>				
退職給付引当金	90,076	千円	73,979	千円
役員退職慰労引当金	10,596	〃	12,946	〃
ゴルフ会員権評価損	3,231	〃	2,131	〃
貸倒引当金	6,216	〃	5,151	〃
その他有価証券評価差額金	19,211	〃	20,095	〃
投資有価証券評価損	3,002	〃	3,002	〃
未払広告宣伝費	42,193	〃	31,522	〃
資産除去債務	11,422	〃	11,618	〃
未払事業税	13,402		29,942	
その他	10,922	〃	10,925	〃
<b>繰延税金資産の合計</b>	<b>210,276</b>	<b>〃</b>	<b>201,314</b>	<b>〃</b>
<b>繰延税金負債</b>				
その他有価証券評価差額金	471,745	〃	493,807	〃
未収配当金	—		19,682	〃
その他	7,770	〃	6,675	〃
<b>繰延税金負債の合計</b>	<b>479,516</b>	<b>〃</b>	<b>520,165</b>	<b>〃</b>
<b>繰延税金資産(負債)の純額</b>	<b>△269,239</b>	<b>〃</b>	<b>△318,850</b>	<b>〃</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
法定実効税率	38.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4	
住民税均等割等	0.4	
その他	<hr/> 0.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 40.5	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の 38.0% から 35.5% に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 3,370 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 3,370 千円、その他有価証券評価差額金が 0 千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年～31 年と見積り、割引率は 1.404%～2.290% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)		(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)	
	期首残高	31,632 千円	32,175 千円	553 ノ
時の経過による調整額	543 ノ		553 ノ	
期末残高	32,175 千円		32,728 千円	

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10% 未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,109,435	未払手数料	201,400

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,709,820	未払手数料	338,185

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	14,688 円 17 銭	15,796 円 99 銭
1 株当たり当期純利益金額	453 円 49 銭	1,102 円 07 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。  
2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	374,132 千円	909,213 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	374,132 千円	909,213 千円
普通株式の期中平均株式数	825,000 株	825,000 株

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	12,117,745 千円	13,032,522 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	12,117,745 千円	13,032,522 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	825,000 株	825,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

# 約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アジア・オセアニア好配当成長株オープン  
(1年決算型)

約 款

岡三アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、別に定めるものとします。
- ③ 別に定める投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ④ アジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資する投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

### 3. 収 益 分 配 方 針

毎年 10 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

#### ① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかつた留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託 アジア・オセアニア好配成長株オーブン（1年決算型） 約款

## （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

## （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

## （信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

## （信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## （信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

## （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

## （当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## （受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

#### （受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### （運用の指図範囲等）

- 第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10

号で定めるものをいいます。) のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### （利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1

項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により

分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### (再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等および他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 10 月 11 日から翌年 10 月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 25 年 10 月 10 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 105 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 32 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と日本マネー・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の

額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 34 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 6 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信

託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。) は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等 (原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。) に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日 (別に定める日を除きます。) に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議 (以下、「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者

に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### （投資信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### （委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### （委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### （受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### （投資信託約款の変更等）

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」を

いいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### （反対者の買取請求権）

第43条 第37条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第37条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### （他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### （公告）

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<http://www.okasan-am.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### （質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この

投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 25 年 9 月 25 日

委 託 者 東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号  
岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

## 付表

### 1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ・日本マネー・マザーファンド

### 2. 別に定める日

約款第13条第1項、第36条第1項および同条第6項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日

なお、「別に定める投資信託証券」および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(平成25年9月25日現在)

# 日本マネー・マザーファンド

## 運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
- ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。